

2019 年度助成金の目玉！ 「働き方改革」「採用」を応援！

緊急
告知

「働き方改革」を進め、時間外労働等改善助成金の支給を受けた事業所が、新たに従業員を採用等した場合

※2019年2月のパブリックコメントの段階の情報です。

予算成立後には内容の詳細が判明予定 (2019年4月新設)

この助成金を活用して、
「働き方改革」と従業員の採用コストの削減！

人材確保等支援助成金

(働き方改革支援コース)

<条件1>

時間外労働等改善助成金の

3つのコースのいずれかを受給

- ・ 時間外労働上限設定コース
- ・ 勤務間インターバル導入コース
- ・ 職場意識改善コース

主旨

2つの助成金を活用して、「働き方改革」と「人材確保」のための費用を削減することで、「働き方改革」「採用」「費用の確保」という経営上の課題を解決し、会社がもっと元気になるように応援します。

<条件2>

雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、及び人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ事業主に対して、下記のように助成する制度 ⇒ 採用のための費用が補てんできます。

《支給額》

雇入れた労働者1人当たり 60万円<75万円>

(短時間労働者の場合は、40万円<50万円>

※10人分を上限とする。 <>は生産性要件適用

人材確保は「フィーリング」ではなく「スキル」です！

当事務所では「採用コンサル」として、募集～定着までのサポートプログラムを用意し、総合的に人材の安定的確保を支援します。

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名		メールアドレス	@
所在地			
申込責任者名		電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウィズ

FAX:076-277-4415

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>